

立川市市民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市市民会館条例の一部を改正する条例

立川市市民会館条例（昭和48年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(使用の不承認) 第3条 市長は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合においては、会館の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略……	(使用の不承認) 第3条 市長は、次の各号の <u>二</u> に該当する場合においては、会館の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略……
(休館日) 第4条 会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、 <u>その日後においてその日に最も近い休日でない日</u>	(休館日) 第4条 会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 第3月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、 <u>その翌日とし、同日が同法第2条に規定する日にあたるときは、その翌日</u>
(2) ……略…… 2及び3 ……略……	(2) ……略…… 2及び3 ……略……
(使用料の減額) 第6条の2 市長は、次の各号の <u>いずれか</u> に掲げる団体が会館を使用する場合において、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、申請により、その使用料を減額することができる。 (1)及び(2) ……略……	(使用料の減額) 第6条の2 市長は、次の各号の <u>二</u> に掲げる団体が会館を使用する場合において、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、申請により、その使用料を減額することができる。 (1)及び(2) ……略……
(使用条件の変更等) 第9条 市長は、使用者が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合において	(使用条件の変更等) 第9条 市長は、使用者が次の各号の <u>二</u> に該当する場合においては、使

は、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3)略.....

2略.....

別表（第6条関係）

施設区分	使用区分	使用料
.....略.....略.....略.....

備考

1～4略.....

5 大ホール、小ホール、展示室兼練習室、サブホール又はギャラリーを次のいずれかに掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分のうち準備に要する使用区分を除く使用区分に係る使用料に100分の50を加算する。

ア～エ略.....

6～9略.....

用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1)～(3)略.....

2略.....

別表（第6条関係）

施設区分	使用区分	使用料
.....略.....略.....略.....

備考

1～4略.....

5 大ホール、小ホール、展示室兼練習室、サブホール又はギャラリーを次の二に掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用の承認をした使用区分のうち準備に要する使用区分を除く使用区分に係る使用料に100分の50を加算する。

ア～エ略.....

6～9略.....

附 則

この条例は、公布の日から施行する。